

# 令和2年度元気づくりポイントの交換方法を郵送に変更します

問い合わせ 元気づくり課(保健センター) ☎(928)2000

令和2年度元気づくりポイントの交換はいきいき情報センターで実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での交換に変更します。交換要領については、下記の通りです。また、元気づくり商品券の有効期限が変更になりますので、ご注意ください。

## 1 郵送していただくもの

- (1) 元気づくりポイントカード
- (2) 本人確認書類の写し  
※ 運転免許証、マイナンバーカードなど  
※ 代理申請の場合は、ポイント交換対象者および代理人の本人確認書類
- (3) 未換算の歩こう会カード、元気づくりポイント補助券、健診結果票など  
(ポイント交換未換算の場合のみ)

元気づくりポイントカード、歩こう会カード、元気づくりポイント補助券を送付される際は必ず住所・氏名・電話番号の記載をお願いします。

※ 氏名などが記載されていない場合は、ポイントを無効とさせていただきます。

### 【郵送先】

〒818-0125  
福岡県太宰府市五条3丁目1番1号  
太宰府市元気づくり課(保健センター)宛

## 2 交換郵送受付期間(当日消印有効)

令和3年4月1日(木)～5月14日(金)

## 3 副賞(お米3kg相当)の引き換え

「5,000ポイント+健診受診」達成者への副賞(お米3kg相当)は、商品券3,000円分と一緒にお米引換券を送付します。お米の引き換えは、ゆめ畑太宰府店でお願いします。

**【注意】副賞引換は健診受診が必須です。**

**【引換期間】**

令和3年6月1日(火)～9月30日(木)



## 4 自治会寄付金の取扱い

1,000ポイント～3,000ポイントの端数ポイントについては、自動的にお住まいの自治会へ寄付します。

なお、3,000ポイントを超えた場合の端数ポイントは寄付できません。

## 5 商品券および副賞引換券発送時期

令和3年5月中旬以降  
(紛失などによる再発行はしません)

## 6 商品券有効期間

令和3年6月1日(火)～11月30日(火)

## 7 商品券使用可能店舗

市内の店舗で元気づくり商品券取扱店として登録された店舗(商品券送付時に一覧表を送付します)。